

社会医療法人 愛仁会  
介護老人保健施設 ケーアイ  
短期入所療養介護  
【介護予防短期入所療養介護】  
重要事項説明書

様

---

## 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている短期入所療養介護【介護予防短期入所療養介護】について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

この「重要事項説明書」は「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和3年高槻市条例第42号）に基づき、介護老人保健施設サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1 短期入所療養介護【介護予防短期入所療養介護】を提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人愛仁会
代表者氏名	理事長 高岡 秀幸
所在地	大阪府大阪市西淀川区福町三丁目2番39号

### 2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

#### (1) 事業所の所在地等

事業所名称	社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ケーアイ
介護保険指定事業者番号	2750980035
事業所所在地	大阪府高槻市大字原112番地
連絡先	電話 072-687-0103 FAX 072-687-3011
相談担当者	支援相談員

#### (2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会医療法人愛仁会が設置する介護老人保健施設において実施する短期入所療養介護【介護予防短期入所療養介護】（以下「事業」という）において、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等（以下「従事者」という）が、要介護【要支援】状態の利用者に対し、医療ケアを提供することを目的とする。
運営方針	この事業所が実施する事業は、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

## (3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（国民の祝日や年末年始等は除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時

## (4) サービス提供日時及び事業所の定員

営業日	月曜日から日曜日
営業時間	24時間。 但し、面会は利用者の生活リズムを勘案し午前9時から午後7時を原則とします。
実施地域	高槻市内
定員	100名

## (5) 事業所の職員体制

施設の管理者	医師 1名 山元 康義		
従業員の職種	医師	1.1	利用者の疾病管理、適切な診断、治療を行い、施設療養全体の責任管理を行う。
	薬剤師	0.2	利用者の調剤業務や服薬指導、医薬品管理を行う。
	看護職員	10	利用者の状態を観察し、健康管理、評価診断を行い、他スタッフへの指導を行う。
	介護職員	24	日常生活におけるケア、訓練、レクリエーションの指導、家族への介護指導等を行う。
	支援相談員	1	施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1以上	ADL等の評価、リハビリテーションの計画立案を行い、訓練の実施、スタッフへの指導を行う。
	管理栄養士	1	利用者の栄養管理、食事指導及び、行事食等のレクリエーション的要素のあるメニュー作りを行う。
	介護支援専門員	1	家族・利用者本人の同意を得て適切な施設サービス計画を作成する。又、要介護認定申請の援助を行う。

	事務員	3	適正な介護報酬の請求及び利用料金の徴収を行う。又施設管理全般を行う。
--	-----	---	------------------------------------

※ 上記人数基準を下回ることはありません。

勤務時間帯	早出 7:00～15:30	介護職
	日勤 8:30～17:00	医師・薬剤師・看護職・介護職・リハビリ・栄養士・事務員・相談員
	遅出 11:30～20:00	介護職
	夜勤 16:30～9:00	看護・介護職

### 3 提供するサービス内容及び費用について

#### (1) 提供するサービスの内容について

施設サービス計画の作成	利用者の状態に応じ、関連スタッフと協議し、計画を作成し、利用者若しくはその家族等に計画内容を説明し、同意を頂きその内容に基づいた介護サービスを提供します。
食 事	各階食堂で召し上がって頂き、身体状況に配慮した食事を提供します。また、病状に応じ、特別な食事が必要な場合には、医師の指示に基づき調理して提供します。 【食事提供時間】 朝食 7時30分～8時00分 昼食 12時00分～12時30分 夕食 18時00分～18時30分
入 浴	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
医学的管理看護	入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、状態に応じて適切な医療・看護を行います。ただし、当事業所では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療は医療機関での治療となります。
排 泄	利用者の状態に合わせ細かく対応し、排泄の自立について適切な援助を行います。
リハビリテーション	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士やその他の職種の者が協働して、状態に応じたリハビリテーション実施計画を作成し実施します。
相談援助	利用者ご本人や、ご家族等からのご相談に応じます。
申請代行	要介護申請が必要な方は、当事業所が代わって各市町村に申請します。
送迎	入所時と退所時には、必要な方に対して、送迎のサービスを行います。 ※通常の送迎の実施地域は高槻市全域とする。

(2) 提供するサービスの利用者負担額（介護保険を適応する場合）について

※ 別紙1に定めるとおり

4 その他の費用について

項 目	金額 (円/日)	内 容
食事の提供に 要する費用	朝食 452	運営規程の定めに基づくもの (昼食 おやつ代含む)
	昼食 839	
	夕食 716	
居住費	個室 1,689	運営規程の定めに基づくもの
	多床室 494	
特別室料	個室 4,400	当該居室を希望、利用する場合（税込）
	2人室 2,200	
教養娯楽費	200	絵の具・模造紙・半紙などレクリエーション 等で必要な物品（非課税）
文書料	5,500	健康診断書（検査診断を伴うもの）
	2,200	健康診断書（その他）
証明書	1,100	自動車税等に係る一時帰宅証明願、入所証明 書、領収証明書、支払い証明書
傷病手当証明書	1,000	健康保険組合等に申請（非課税）
おむつ使用証明 書	1,100	確定申告用医師の証明
労務不能証明書	3,300	職業安定所用
障害診断書	5,500	生命保険会社指定の様式

※ 食費・居住費については負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記されている 食費・居住費の負担額が1日にお支払いただく食費・居住費の上限となります。

※ 上記料金は全て税込み料金となっております。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に発行し、お渡し、または郵送します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 身元引受人

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2) 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を限度額30万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3) 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
  - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当事業所は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4) 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5) 身元引受人の請求があったときには、当施設は身元引受人に対し、当

施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

## 7 解除

### 1) 利用者からの解除

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本契約に基づく利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当事業所及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします。

### 2) 当施設からの解除

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護【要支援】認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護【介護予防短期入所療養介護】の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにも関わらず指定した期日までに支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 6-4)の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元保証人を立たせることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障またはやむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

## 8 施設利用にあたっての留意事項

保険証の提示	ご利用のお申し込みにあたり、介護保険証、負担割合証、限度額認定証、健康手帳の確認をさせていただきます。
面会時間	原則午前9時から午後7時となっております。面会時は事務所で面会簿のご記入、許可証の着用をお願いします。但し感染症等の対応の場合は、変更する場合があります。ご協力をお願いします。
外出	外出の際は職員にお申し出下さい。ただし、同伴者がご家族以外の方の場合、確認させて頂くことがあります。

居室、設備、備品の利用	居室や施設の設備、備品は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
金銭、貴重品等	高額な金銭、貴重品は持ち込まないことを原則とします。紛失した場合には責任を負いかねますのでご了承下さい。
飲食物	利用者が購入された食品及び、ご家族などが持参された食品は必ず、職員にお申し出下さい。
営利行為、宗教、政治活動	施設内での他の利用者に対する営利行為、宗教活動、政治活動はご遠慮願います。
飲酒・喫煙	病状及び状況により短期入所療養介護【介護予防短期入所療養介護】計画に盛り込みます。施設内は禁煙となっております。

## 9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 山元 康義
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

## 10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

## 11 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 12 緊急時の対応方法

サービス提供中に、緊急の事態が発生した場合、予め指定された連絡先に連絡します。

緊急の場合は下記に記す協力医療機関へ搬送させていただきます。

医療機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 高槻病院 高岡 秀幸 大阪府高槻市古曾部町1丁目3番13号 電話 072-681-3801
医療機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院 高岡 秀幸 大阪府高槻市白梅町5-7 電話 072-683-1212
医療機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 愛仁会しんあいクリニック 高岡 秀幸 大阪府高槻市芥川町2丁目3番5号 電話 072-681-5533
協力歯科機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	医療法人 近森歯科 高槻阪急診療所 北郷 理恵 大阪府高槻市白梅町4-1 電話 072-681-7300
協力歯科機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院 高岡 秀幸 大阪府高槻市白梅町5-7 電話 072-683-1212

## 13 賠償責任について

当事業所において、当事業所の責に帰すべき事由において利用者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者のおかれた心身の状況により相当と認めるときに限り、施設の損害賠償責任を減じることがあります。利用者に対する、介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 保険名 補償の概要	東京海上日動火災保険株式会社 介護老人保健施設総合補償制度 賠償事故補償
-----------------------	--

## 14 非常災害対策について

防災設備を設置し、消防計画を作成すると共に、防火訓練を行います。

自然災害時には風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき対応します。

## 15 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとする。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

## 16 衛生管理及び感染症の対策について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。
  - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。

## 17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 入所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- (2) 本事業所は、提供した入所サービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 本事業所は、提供した入所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 苦情申立の窓口

<b>【事業者の窓口】</b> 介護老人保健施設ケーアイ 担当者：療養科長・支援相談員	所在地 大阪府高槻市大字原 112 番地 電話番号 072-687-0103 FAX 番号 072-687-3011 受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時
<b>【市町村（保険者）の窓口】</b> 高槻市役所 健康福祉部福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号 電話番号 072-674-7821 受付時間 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

<b>【公的団体の窓口】</b> 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所在地 大阪府中央区常盤町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 午前 9 時～午後 5 時
--	--

18 ハラスメントについて

- (1) 事業所は、ハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせの迷惑行為などハラスメント行為については、事実確認の上、改善を求め、解消されない場合は契約解除、法的措置を検討する場合があります。

19 第三者による評価の実施状況

なし

<別紙 1>

利用料金

【短期入所療養介護】

(円)

	項 目	金 額			内 容
		1 割	2 割	3 割	
従来型個室	要介護 1	864	1,727	2,590	短期入所療養介護費 (ii) 従来型個室 【在宅強化型】
	要介護 2	942	1,883	2,824	
	要介護 3	1,010	2,020	3,030	
	要介護 4	1,072	2,144	3,216	
	要介護 5	1,132	2,264	3,396	
多床室	要介護 1	951	1,902	2,853	短期入所療養介護費 (iv) 多床室 【在宅強化型】
	要介護 2	1,032	2,064	3,096	
	要介護 3	1,101	2,201	3,301	
	要介護 4	1,162	2,323	3,485	
	要介護 5	1,224	2,448	3,671	
加算	総合医学管理加算/日 (10日限度)	290	580	870	治療管理を目的とした利用者に治療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に必要な情報の提供を行った場合
	夜勤職員配置加算/日	26	51	76	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上でありかつ 1 を超えている場合
	個別リハビリテーション実施加算/日	253	506	759	個別リハビリを行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算/日 (入所日より 7 日限度)	211	422	633	認知症行動等の事情により、緊急に短期入所療養介護が必要と認め、利用した場合
	緊急短期入所受入加算/日	95	190	285	緊急に短期入所療養介護を利用することが必要と認め、短期入所療養介護を利用した場合
	若年性認知症利用者受入加算/日	127	253	380	若年性認知症利用者ごとに応じたサービス提供を行った場合

重度療養管理加算/日	127	253	380	要介護 4、5 の利用者であって、厚生労働大臣が定める状態にあるものに対して、計画的な医学的管理を継続して行い、療養上必要な処置を行った場合
口腔連携強化加算/月	53	106	159	歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決め、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ/日	54	108	162	在宅復帰・在宅療養支援等指数が 70 以上で地域に貢献する活動を行っている場合
送迎加算/片道につき	194	388	582	居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合
療養食加算/回	9	17	26	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合
緊急時治療管理/日	546	1,092	1,638	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）/日	4	7	10	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の占める割合が 2 分の 1 以上であり、認

				知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実践している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ） /日	5	9	13	認知症専門ケア加算（Ⅰ）に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）/月	106	211	317	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認された場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）/月	11	21	32	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ/日	24	47	70	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ/日	19	38	57	介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ/日	7	13	19	介護福祉士が40%以上、または勤続7年以上の介護職員が30%以上

身体拘束廃止未実施減算 /日	所定単位数から 10%/日減算	例外的に身体拘束を行う場合に、その理由等を記録していない場合
業務継続計画未策定減算 /日	所定単位数から 3%/日減算	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算/日	所定単位数から 1%/日減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
介護職員等処遇改善加算 (I)	所定単位数の7.5%	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、施設基準適合の加算率を乗じた金額

※ サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額対象外となります。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化された加算です。

## 【介護予防短期入所療養介護】

(円)

	項 目	金 額			内 容
		1 割	2 割	3 割	
従来型個室	要支援 1	667	1,333	1,999	予防短期入所療養介護費 (ii) 従来型個室 【在宅強化型】
	要支援 2	820	1,640	2,460	
多床室	要支援 1	709	1,417	2,125	短期入所療養介護費 (iv) 多床室 【在宅強化型】
	要支援 2	879	1,758	2,637	
加算	総合医学管理加算/日 (10日限度)	290	580	870	治療管理を目的とした利用者に治療方針を定め、投薬、検査、注射、処置等を行い、利用者の主治医に必要な情報の提供を行った場合
	夜勤職員配置加算/日	26	51	76	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上でありかつ 1 を超えている場合
	個別リハビリテーション実施加算/日	253	506	759	個別リハビリを行った場合
	認知症行動・心理症状緊急対応加算/日	211	422	633	認知症行動等の事情により、緊急に短期入所療養介護が必要と認め、利用した場合
	若年性認知症利用者受入加算/日	127	253	380	若年性認知症利用者ごとに応じたサービス提供を行った場合
	口腔連携強化加算/月	53	106	159	歯科訪問診療料の算定の実績がある歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該従業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文書等で取り決め、事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合に

				において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ/日	54	108	162	在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で地域に貢献する活動を行っている場合
送迎加算/片道につき	194	388	582	居宅と短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合
療養食加算/回	9	17	26	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合
緊急時治療管理/日	546	1,092	1,638	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
認知症専門ケア加算（Ⅰ）/日	4	7	10	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実践している場合
認知症専門ケア加算（Ⅱ）/日	5	9	13	認知症専門ケア加算（Ⅰ）に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）/月	106	211	317	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認された場合

生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) /月	11	21	32	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合
サービス提供体制強化加算Ⅰ/日	24	47	70	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ/日	19	38	57	介護福祉士が50%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ/日	7	13	19	介護福祉士が40%以上、または勤続7年以上の介護職員が30%以上
身体拘束廃止未実施減算/日	所定単位数から10%/日減算			例外的に身体拘束を行う場合に、その理由等を記録していない場合
業務継続計画未策定減算/日	所定単位数から3%/日減算			感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算/日	所定単位数から1%/日減算			虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の7.5%			基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、施設基準適合の加算率を乗じた金額

※ サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額対象外となります。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化された加算です。